

議案第 100号

西脇市日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場の管理に係る指定管理者の指定について

指定管理者として次の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

平成28年12月 1 日

西脇市長 片 山 象 三

1 指定管理者の名称
N P O 法人 日時計の丘

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

施設の名称	位 置
西脇市日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場	西脇市黒田庄町門柳 871番地の14

3 管理を行わせる期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで

参考資料（議案第 100号関係）

西脇市日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場指定
管理者候補者の概要

1 団体名 N P O 法人 日時計の丘
理事長 藤 本 秀 通

2 所在地 西脇市黒田庄町門柳 871番地の14

3 設立年月日 平成25年11月20日

4 設立目的

地域住民及び日時計の丘公園周辺地域において交流する地域外の人々に対して、地域活性化、観光振興、都市と農村の交流の促進に関する事業を行い、誰もがいつでも自主的に参画できる機会を提供するとともに、自然を活用した豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とする。

5 主な活動内容

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 西脇市日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場の管理運営
- (6) 西脇市日本のへそ日時計の丘公園並びにその周辺地域に関する取組の企画、立案、運営及び情報発信